

知事意見への反映状況

知事意見		審議会	県
全般的事項	1 環境保全目標の設定における基本的考え方の見直し 環境保全上の目標については、単純に環境基準等を目標とするのではなく、現状の環境を悪化させないことを基本とし、これを踏まえた目標設定を行うこと。	○	
	2 柔軟な提案を促す発注方式及び評価体制の整備 施設整備に係る性能発注においては、敷地内の施設配置や規模について、環境影響の回避、低減を含む柔軟な提案を受注者が行いやすい発注条件とすること。 また、これらの提案を適切に評価できる審査基準及び審査体制を整備すること。	○	
	3 各環境要素の関連性を重視した記載 大気や水質、地下水などの自然環境に関する予測評価と、動植物に関する評価がそれぞれ独立して扱われており、両者の関連性が十分に示されていない。 しかし、環境影響評価では、水温の上昇や地下水位の低下などの環境変化が動植物にどのような影響を与えるのかを明らかにすることが重要である。 したがって、個々の環境要素の評価に当たっては、事業実施区域及びその周辺に生息する動植物への影響についても検討すること。	○	
騒音	4 騒音に係る再調査及び対応の強化 事業実施区域の周辺では、事業実施前の時点で既に騒音の環境基準を超過している調査地点が存在することから、きめ細やかな対応が求められる。 よって、次のとおり対応すること。 ① 現時点（事業実施前）の実態把握のため、新たに騒音の調査地点を設定するとともに、騒音対策について地元自治体に協力を求めること。なお、調査及び地元自治体との協議結果については、経緯等も含めて評価書に詳細に記載すること。 ② 環境影響を可能な限り低減するための保全措置を講じること。また、その効果を確認するため事後調査を実施し、その結果を中間報告書に記載すること。	○	
地盤沈下 地形・地質	5 地質構造を踏まえた地盤沈下への影響の再評価 事業による地盤沈下への影響の有無について、地下水位の回復が非常に早い地層であることや、帯水層からの揚水による地盤沈下の実績がないことを根拠に、影響はないと説明している。 しかしながら、揚水実績のみに基づく評価では十分とはいえないことから、ボーリング調査により得られた地質構造に関する知見（Bor.1～9の調査結果、当該地質の具体的な土質特性についての追加情報など）も踏まえて予測及び評価を実施し、その結果を評価書に記載すること。	○	

植物	6 移植対象植物の特性把握と移植手法に関する留意事項 環境保全措置として移植を実施する植物については、次の事項に留意すること。 ① 同定に当たっては、複数の文献を参照するとともに、形態的特徴等の同定根拠を示す写真や標本を評価書に記載し、類似種との比較を含めて説明すること。 ② 生育環境については、土壌条件（砂質又は泥質等）、水分条件、日照、風通しなどの現在の生育環境を整理し、当該植物の生育に適した環境を明確にすること。特に、水田土壌の特殊性については専門家の助言を得るとともに、その結果を評価書に記載すること。 ③ 移植に際しては、先行事例がないなど不確実性が高い場合には、専門家の助言を得ながら、段階的に移植を行うなど慎重に実施すること。 ④ 環境保全措置の実施に当たっては、対象種の生活史及び従来の生育環境を十分に把握し、その結果を事後調査及び管理に反映させること。	○	
	7 微気象の変化や二酸化炭素排出量の増加が植物に及ぼす影響の説明 水田や植生の喪失による、蒸発散量の減少や気温の上昇などの微気象の変化と、事業実施に伴う二酸化炭素排出量の増加について明らかにし、これらが植物に与える影響について評価書に記載すること。	○	
植物 動物	8 創出環境の整備に関する事項 創出環境について、次のとおり対応すること。 ① 整備から事後評価に至るまでの長期的なロードマップ（時系列計画）を評価書に示すこと。 ② 規模・構造等について、あらかじめ具体的に評価書に示すこと。 ③ 調整池についても創出環境と同様の機能を備えるよう検討すること。 ④ 保全対象種に両生類を含めるなど、対象をより広く設定すること。 ⑤ 動植物の種ごとに生活史を十分に把握した上で、種の移動方法、期間及び移植時期を決定すること。 ⑥ 外部から当該地への動植物の誘導方法については、検討を行うこと。また、創出環境への適切な移入が図られるよう、回廊（コリドー）の設置等の工夫を検討すること。 ⑦ 創出環境の成功基準については、達成状況の評価方法を評価書に示すこと。 ⑧ 対象種が定着しなかった場合の対応について、評価書に示すこと。 ⑨ 事後調査については、初夏と盛夏では昆虫の出現状況（時間帯、生息場所、行動パターン、個体数）が異なるため、調査の実施回数を増やすこと。 ⑩ 事後調査を実施する期間については、「創出環境整備後に一律3年間」とせず、成功基準の達成状況を判断できるまで継続すること。	○	○

植物 動物 生態系	9 複数案の検討に関する事項 事業計画（事業実施区域の選定及び土地の利用方法）に係る複数案の検討については、その内容に関する説明が十分でないことから、環境への影響をできる限り回避又は最小化する観点から、改めて比較検討を行い、その結果について説明すること。 その際、守るべき生物のハビタット（生息・生育空間）の面的影響（面積の増減）及び景観への影響について、回避、最小化、代償のミティゲーション・ヒエラルキーに沿って、複数の代替案又は環境保全措置案を比較検討すること。その上で、これらの検討内容及び結果について、面積変化を示した表並びに土地改変箇所及び創出環境等の位置を示した図面を用い、定量的かつ視覚的に分かりやすく評価書に記載すること。	○	
	10 事業実施区域内の過湿地の保全 現存する動植物の生息・生育環境となっている過湿地を存続させた施設の配置が可能か改めて検討すること。 その検討過程について、回避、最小化、代償の観点から整理し、その合理性を含めて評価書に記載すること。その際、数値や図表を用いて、具体的かつ定量的に示すこと。	○	
	11 創出環境における既存植生の活用 現計画では、創出環境の整備に当たり、既存植生を一度除去した上で造成する方針としているが、既存の草地や疎林の活用について検討し、その結果を評価書に記載すること。 その際、オニグルミが群落を形成すると、周辺において他の植物の生育が制約されるおそれがあることから、樹種構成や配置等に十分配慮すること。 なお、既存植生の活用が現実的でないと判断した場合には、その判断に至った検討過程について、回避、最小化、代償の観点から整理し、その合理性を含めて評価書に記載すること。	○	
	12 工事期間中における動植物の移動経路の検討 事業実施区域にある過湿地と創出環境の整備予定地との間には距離があり、動植物の移動に時間を要することが想定される。 このため、工事期間中、両者の間に位置する放棄水田に水を流す措置を講じるなど、過湿地の動植物が創出環境へ自発的に移動できる連続した環境（移動経路）の構築を検討すること。その際、既存の用水路から供給されている水を使用することができないか併せて検討すること。	○	
動物	13 クマタカの営巣地の特定と採餌環境の評価 事業地東側の山林がクマタカにとって重要な採餌地であるかを適切に評価するため、営巣地の位置を特定すること。 その上で、営巣地の位置関係を踏まえ、工事による影響の有無について予測及び評価を行い、その結果を評価書に記載すること。	○	

生態系	1 4 生態系の違いを踏まえた影響評価の実施 事業実施区域の西側は市街地、東側は山林であり、それぞれ異なる生態系が形成されている。 しかしながら、現状では市街地側の注目種であるチョウゲンボウに基づく評価のみをもって、事業全体の生態系への影響を評価している。 このため、山林側の生態系の特性についても適切に把握した上で影響評価を行い、市街地側の評価と併せて、事業全体としての影響評価を行うこと。	○	
	1 5 生態学的根拠に基づく説明への見直し 事業による生態系への影響について、「被害」や「攪乱」に相当する内容を説明しているが、その記述の中に、生態学的根拠に基づかない表現が見受けられる。 このため、生態学的知見に基づいた適切な記述に改めること。 また、事業の実施に伴い周辺の地域にどのような影響が生じるかについて、適切に予測すること。	○	
景観・風景	1 6 景観に係る追加の予測及び評価の検討 次の3点について、予測及び評価の実施を検討し、その検討結果を評価書に記載すること。 ① 建物の側方視点（近距離）からの見え方 ② 富士山へ向かうシークエンス景観（視界に入る地点から視界から消える地点までの連続的な景観）の中で施設が視界に入ることによる心的景観への影響（期待感の阻害） ③ 既存のごみ処理施設が存在する場合と撤去後の状況とを比較検討した結果	○	
	1 7 煙突高さ及び色彩の設定根拠の明確化 煙突の高さ（59m及び100m）の比較検討並びに色彩設定については、その根拠及び検討経緯に関する説明が十分とはいえないため、評価書においてより詳細に記載すること。	○	
	1 8 設計プロセスの明確化及び事後調査による効果確認 景観については、設計に関与する主体や判断のプロセスによってその内容が大きく左右されるものであり、効果の不確実性が大きいと、「よりよい設計を採用することで効果の不確実性は小さい」とする説明は適切ではない。 したがって、設計に係る関係主体及び判断プロセスについて整理した上で	○	
	1 9 景観への影響低減に係る環境保全措置の具体化 建物の景観への影響を最小化するための環境保全措置（面分割、植栽等）について、過去事例を踏まえて検討すること。 その上で、性能発注に当たっては、これらの検討結果を複数案として例示するとともに審査基準に反映し、評価書に記載すること。	○	

その他	20 県民に配慮した分かりやすい情報提供 環境影響評価に係る図書は、住民等との重要なコミュニケーションツールであることから、評価書の作成に当たっては、以下の事項について分かりやすく丁寧に記載すること。 ① 施設の存在及び稼働に伴う取水、使用及び排水を含めた水収支（用排水）の内容 ② 造成工事に係る複数案（地質断面、土質、残土量、切土量及び盛土量、最大の盛土高さ） ③ 動植物に係る環境保全措置（創出環境の整備前の動植物の保全及び創出環境への導入）	○	
	21 性能発注方式における環境影響評価結果の確実な反映 今回の手続においては、事業計画及び環境保全措置の詳細が性能発注の受注者による提案に委ねられることから、受注者となるべき者が設計段階において環境影響評価手続の結果を確実に反映することが重要である。このため、以下の事項に留意すること。 ① 環境影響評価の結果を確実に反映するため、発注条件への反映や受注者選定における審査項目への追加などの具体的な手法を整理し、その内容を評価書に記載すること。 ② 事業計画の具体化に伴い、「受注者提案による」とする事項については、その内容が今回の予測及び評価の結果と比較して環境影響を増大させるものとなっていないことを確認し、その結果を中間報告書の手続において明らかにすること。なお、環境保全措置等の見直しが必要となった場合は、事業着手前に県へ報告及び協議を行うとともに、その経緯及び結果を中間報告書に記載すること。		○

※富士吉田市長、西桂町長からの意見はなし